

新潟県立三条高等学校生成AI活用ガイドライン

1. 活用の目的

生成AIを活用する能力は、これからの情報社会において必要な能力である。生徒の学習活動や教職員の校務を支援する強力なツールとして、生成AIの活用が有益と考えられる教科・単元、「総合的な探究の時間」において活用を進めていく。

生徒の資質・能力の育成、教職員による効率的な資料・教材作成や校務の効率化を図るなど、働き方改革の一環として取り組む。ただし、活用には安全性を考慮した適切な運用を確保するため、以下のガイドラインを遵守すること。

2. 生徒による生成AIの利用について

・教員の監督下での使用

授業中に生成AIを利用する際は、必ず教員が利用方法や目的を明確にしたうえで、指導・監督する。

・個人情報の保護

名前や写真などの個人情報をAIに入力しないよう、個人情報とプライバシーを守るよう指導する。

・保護者の同意

生徒が生成AIを使用する前に、使用目的や方法、プライバシーの保護について説明したうえで、生成AI提供事業者による最新の利用規約に沿って、保護者から利用同意書を取得する。

・生成結果の確認

AIが生成した文章や課題は、生徒自身が内容を確認・検証し、教員も教育的観点から適切性を判断する。また、生成物が著作権を侵害していないかの確認を行う。

・学習支援としての活用

AIはあくまで、補助的なツールであり、生成物は「参考の一つ」であること、「最適解とは限らない」ことを理解したうえで、学習支援目的で活用する。課題やテストの解答をAIで不正に生成したり、不適切な内容の生成につながらないように十分指導する。

3. 教員による業務利用について

・業務補助としての活用

教材作成や資料整理など、業務の効率化と質の向上につなげる。

・個人情報の保護

個人情報や機密情報はAIに入力しないよう徹底する。

・著作権の遵守

生成されたコンテンツの著作権やライセンスに十分注意を払う。

・事前申請の徹底

授業において教職員が生成AIを利用する際は、事前に目的や期間を明記した申請書兼許可書を提出し、校長の承認を得る。

4. 備考

この生成AI活用ガイドラインは、AIの進歩とともに適宜見直しを行う。